

医療機関等と調剤薬局の自己負担額合算による取り扱い

近年、医薬分業が進み、同一の療養に係る医療費の負担が医療機関と調剤薬局に分散されていることにより、各窓口ごとに一部負担金等を支払っていただいております。

共済組合では、平成25年4月診療分より、医療機関での窓口負担額と同一の医療機関が発行した処方せんによる薬局での窓口負担額を併せて1件として計算を行い、高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金等を支給しております。

一般所得者(給料月額424,000円未満、基礎控除額25,000円)の場合

	医療機関		薬 局		
計算例	患者窓口負担額	+	患者窓口負担額	=	患者窓口負担額計
	20,000円		6,000円		26,000円

平成25年3 月診療分まで	医療機関・薬局それぞれの患者窓口負担額から基礎控除額(25,000円)を控除した額				
	医療機関	20,000円	-	25,000円	= 支給なし
	薬 局	6,000円	-	25,000円	= 支給なし
↓					
平成25年4 月診療分から	医療機関・薬局それぞれの患者窓口負担額から基礎控除額(25,000円)を控除した額				
	窓口負担額	26,000円	-	25,000円	= 1,000円(支給額)

※月末に医療機関等で処方せんの発行を受け、翌月に調剤薬局で薬の処方を受けた場合には給付が遅れることがありますので、薬局での処方ではできるだけ同日内に受けてください。

※詳細については、共済組合保険課給付班へお尋ねください。TEL045(664)5421